

●農林水産委員会

平成30年12月4日（火）

{ 農林水産大臣 吉川貴盛 同副大臣 高島修一 同大臣政務官 高野光二郎
水産庁長官 長谷 成人 }

（主な論点）

冒頭、現行漁業法の目的規定第一条の評価につき、吉川農林水産大臣に質した。吉川大臣は、漁業調整委員会は重要な役割を果たしてきており、水面の適切な利用や民主的な漁場の利用形態の構築に寄与してきたと答弁した。漁業調整委員会が漁業調整をするという考え方は重要としているにもかかわらず、第1条が大きく修正される理由を質した。長谷水産庁長官は、漁場利用の固定化などの慣行は解消され、民主的な漁場の利用形態の構築は既の実現したので、目的規定の改正を行ったが、漁業者を主体とする委員会の組織、機能は残すと答弁した。

長谷長官の答弁に対し、漁場を自分たちで守るということを認識しないと、地元には受け込まないと指摘した後、改正法は、TAC法で行っていた漁業資源管理を漁業法に融合させ、対象魚種は拡大していくと思うと指摘し、TAC法の評価・総括を求めた。長谷長官は、TACの管理は漁業者の間に広く定着し、資源管理に対する意識を醸成したが、我が国水域と公海の一体的な管理体制を構築したいと答弁した。

次に、個別IQの制度による資源管理につき、把握の仕方が大変だとした上で、IQの実施方法を質した。長谷長官は、船舶ごとの漁獲量を迅速に把握する体制が必要だとして、大臣許可漁業、沖合漁業や遠洋漁業を先行して導入し、沿岸漁業については、ITの発展により低コストで把握することが可能になりつつあるので、準備が整った漁業獣類、操業区域等の管理区分から関係者の意見を聞きつつ進めると答弁した。

長谷長官の答弁を受け、小さな魚や回遊魚など捨ててしまう魚や死んだ魚をどうするのか質した。特定水産資源、TACの対象魚種を採捕したときは、農水大臣又は知事に報告する義務が有るとした上で、特定の魚種を選択して漁獲することが難しい漁業にIQを導入した場合、罰則を避けるために洋上投棄を行うリスクがあるとして、魚種別の漁獲量を迅速かつ確実に把握するための体制の構築が必要だと答弁した。

続いて、漁業権漁業の中の区画漁業権について、新しい体系に変えた理由を質した。長谷長官は、自ら漁業を営まない者による漁場の固定化を防止するという課題は解消された一方、現行制度では経営の持続性、安定性に問題があるとし、詳細かつ全国一律に漁業権免許の優先順位を定める仕組みを改め、漁場を適切かつ有効に利用している漁業者や漁協に優先して免許し、地域の実情に即して

水産業の発展に寄与する者に免許することとしたと答弁した。

長谷長官の答弁に対し、水産業の発展に最も寄与すると認められる者という表現はかなり抽象的だとして、新規の際に優先順位を廃止した理由を質した。長谷長官は、一律に優先順位に従って都道府県が免許することとなれば、必ずしも地域の実情を踏まえた免許を行えず、漁場の有効活用につながらないためだと答弁した。

長谷長官の答弁に対し、その判断は難しいと指摘し、新規でも今までの順番でやってほしかったとした上で、判断基準を国で決めると言うが、浜によって状況が違うのでよく詰めた上でやって頂いたとし、また、新規の場合には、地域の漁協の意見を聴き、きちんと説明して頂きたいと求めた。その上で、沿岸漁業管理制度につき、管理は都道府県知事がすることとなるが、基本的に漁協にお願いすることとなると、実態は変わらないとして、考え方を質した。

長谷長官は、漁協組合員の減少や高齢化により、従来のような組合員による負担を前提とした任意の活動には限界が生じ、また一部漁協による企業などからの金銭の徴収は根拠が不透明、不公平だとして、漁場を利用する者が広く受益する活動を組合員以外の負担を求めて実施する場合に、都道府県が漁協等を申請に基づき指定し、一定のルールを定めて、管理業務を行わせることができる仕組みを導入したと答弁した。

更に、特定区画漁業権につき、団体漁業権を優先させるべきだとして、現段階での考え方と質した。長谷長官は、特定区画漁業権は、漁業ごとに実態を踏まえ、団体管理が適しているもの、そうでないものを、関係者の意見を聞きながら振り分け、漁協による管理に適しているものには、そういう形で免許していく考え方を取っていると答弁した。長谷長官の答弁を受け、団体漁業権は大事にしたいと求めた上で、法律改正につき、浜に対する説明を丁寧に行うことを強く要望した。

最後に、北海道厚真町の農業災害につき、全体の復旧計画を早く示し、山林の場合は中長期的な観点からの方向性を示して頂きたいと吉川大臣に求めて、質議を締め括った。